

---

プロジェクト

項目

第 33 回サステナビリティ基準委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 33 回サステナビリティ基準委員会（2024 年 3 月 21 日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。審議事項の番号は、第 33 回サステナビリティ基準委員会における資料番号を示している。

## 聞かれた意見

### IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発に対する意見

#### 「『サステナビリティ開示基準の適用』の文案」に対する意見（審議事項A1-2関連）

2. 「サステナビリティ開示基準の適用」（以下「適用基準」という。）の目次と比較すると、「一般開示基準」（以下「一般基準」という。）及び「気候関連開示基準」（以下「気候基準」という。）の目次はより深い階層まで記載している。「適用基準」の目次も、「一般基準」及び「気候基準」と同じ階層まで記載してはどうか。

#### 「『一般開示基準』の文案」に対する意見（審議事項 A1-3 関連）

3. 特段の意見は聞かれなかった。

#### 「『気候関連開示基準』の文案」に対する意見（審議事項 A2-1 関連）

4. 「契約証書」の用語は、「電気等の購入契約に含まれるか、これから分離された、エネルギー属性に着目して締結される契約をいう」と定義されているが、この「電気等の購入契約に含まれる」という表現について、環境価値を含む電気等の購入契約の一部のみを指して「契約証書」と定義しているようにも読める。IFRS S2 号における定義と整合的に、分離できない環境価値を含む電気等の購入契約全体を指す場合もあることが明確になるように修正してはどうか。
5. 「1 次データ」及び「2 次データ」の用語について、これらの用語は IFRS S2 号においてスコープ 3 温室効果ガス排出の測定の文脈において用いられている。「気候基準」においても、これらの用語はスコープ 3 温室効果ガス排出の測定の文脈にお

ける用語であることを明確にすべきである。

6. 「気候変動に関する最新の国際協定」の定義に関する結論の背景において、国際民間航空機関（ICAO）及び国際海事機関（IMO）が検討している温室効果ガス排出の削減手法の取決めも、国家間の協定ではないものの、「気候変動に関する最新の国際協定」に含まれると考えられると説明されている。この国際航空及び国際海運における温室効果ガス排出の削減手法の取決めに限らず、特定の機関による決定が企業に対して拘束力を有する場合も「気候変動に関する最新の国際協定」に含まれると考えられる旨を明確にするとともに、この国際航空及び国際海運における温室効果ガス排出の削減手法の取決めはその代表的な例である旨を明確にすべきである。
7. 「気候変動に関する最新の国際協定」の定義に関する結論の背景において、国際航空及び国際海運における温室効果ガス排出の削減手法の取決めについて、「このような国際協定も」と表現されているが、これらの取決め自体は国際協定ではないため、「このような取決めも」に修正すべきである。
8. 「別紙 A：気候関連のシナリオ分析に対して用いるアプローチ」において、企業が毎年、シナリオ分析を実施していない場合、報告期間によっては、企業の気候関連のシナリオ分析の手法及び実施時期に関する開示が、過去の報告期間から変更されないことがある旨が説明されているが、この「過去の報告期間」という表現について、対応する IFRS S2 号 B18 項の原文の記述も踏まえ、「前報告期間」に修正してはどうか。

#### **『コメントの募集及び本公開草案の概要』の文案』に対する意見（審議事項 A1-4 関連）**

9. 特段の意見は聞かれなかった。

#### **サステナビリティ基準諮問会議に関する報告（審議事項 C1 関連）**

10. 特段の意見は聞かれなかった。

#### **2024 年 3 月サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム（SSAF）の報告（速報）**

11. 特段の意見は聞かれなかった。

以 上